

令和3年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第10回総会

日時 令和3年10月25日(月)午後9時00分  
会場 西部地区公民館2階 大会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長 猪倉 秀行	事務局長補佐 芳賀 豊彦
総務主査 菊地 亮	農地主査 高橋 昭光
農地係主事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第41号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第43号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議題44号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時10分

木村議長                    それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催します。

                                  初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長                    次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

                                  （「異議なし」の声あり）

木村議長                    それでは、10番・後藤委員、13番・猪倉委員にお願いします。

木村議長                    次に、「書記任命」ですが、菊地主査をお願いします。

木村議長                    次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（農地係主事）    はい、議長。  
                                  事務局から報告事項について読み上げさせていただきます。

                                  （報告事項朗読）

木村議長                    ご苦労さまでした。  
                                  ただいまの報告について質問はありませんか。

                                  （発言なし）

木村議長                    ないようですので、事務局からほかにありますか。

事務局（農地係主事）    特にありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。

議第４１号から議第４４号までの議案について一括上程します。

（１）議第４１号「農地法第３条の規定による許可処分について」

（２）議第４２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」

（３）議第４３号「農用地利用集積計画書の審議について」

（４）議題４４号「非農地証明願の審議について」

以上、議第４１号から議第４４号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人    はい、議長。１７番、菅井です。

去る１０月２０日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第５条の許可申請案件１件、非農地証明願案件２件の合計３件を審査しました。

初めに、議第４２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、順位３６番、西根地区大字西根長

面の建て売り住宅8棟建築のための転用案件です。計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議題44号「非農地証明願の審議について」、順位3番、白岩地区大字白岩字上町の案件と、順位4番、高松地区大字清助新田字富沢の案件です。いずれも20年以上農地として利用されておらず、現状も非農地と判断できる場所でした。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時50分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告を求めます。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

5ページをお開きください。

(議案書順位48番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、本楯公民館から天童街道に向かって500メートル先西側の、ちょうど8月にアパート敷地として転用申請のあった土地の隣となっております。その境界立会いの際、売買の話になり、申請地の南側にあった古いがらくたなどもアパート工事と併せて搬出して、耕作土を盛り、畑として使用することになりましたので、何ら問題はないと判断してまいりました。

(議案書順位49番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、旧112号線沿い、皿沼公民館を起点に500メートル山形方向に向かって、500メートル手前を西側の細い農道に入り、100メートル進んだ右側の畑になります。後藤建設近くに住まいしていた方が亡くなり、その相続人として、宅地は子供の■さんへ、農地は妹の■さんに一旦相続しましたが、■さんは栃木県に住んでいるため、■さんに贈与という形で所有権を移転して管理をお願いしたという中身になっております。申請地は特に荒れている様子もなく、特に問題はないと判断してまいりました。

(議案書順位 5 3 番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、寒河江警察署のところを文化センターのほうに曲がりまして、すぐ西側の農道に入り、1キロぐらい進んだ道路左側の畑となっております。現況は耕作放棄地となっております、サクランボを抜根しなければ何も作付できないという状況から、3年間は無償で借りるという申請の内容となっております。ナス、桃、サクランボなどを栽培する予定となっております、若い担い手の経営規模拡大ということで、何ら問題はないと判断してまいりました。

(議案書順位 5 6 番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、本楯公民館の十字路を東に入って、道なりにずっと1キロぐらい進んだ道路の左側の畑となっております。現況はかなり荒れた耕作放棄地となっておりますが、再生して紅秀峰を作付する予定となっておりますので、何ら問題ないと判断してまいりました。

以上、4件の案件につきまして、事前審査会、また地区審査会においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく農地法第3条、5ページになります。

(議案書順位50番朗読)

この件につきまして、10月18日に芳賀委員と斎藤推進委員と現地を確認してきたところであります。現地につきましては、西根小学校のちょうど北側に当たりまして、国道112号線から西根下川原に入る道路のちょうど中間地点にある農地であります。譲受人の■■■■さんの農地に入る進入路がないということで、今、仮の農道を使って耕作をしているところでもありますけども、大変不便を来しているということでありまして、それに隣接する■■■■さんの農地を今回譲り受けまして、耕作の便を図るという観点から今回の所有権移転ということになったところでもあります。引き続き農地として活用していくということでもありますので、何ら問題ないということを確認してきたところでもあります。地区審査でも問題ありませんでした。

(議案書順位52番朗読)

この件につきましては、同じく18日に芳賀委員と渡邊推進委員と確認してきたところであります。この件につきましては、今回の18条の案件で解約して、新たに■■■■さんと契約する、いわゆる借人変更の案件であります。引き続きサクランボを耕作していくという関係で、何ら問題ないということを確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。



木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

(議案書順位54番朗読)

この件につきまして、10月17日、影沢委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。米沢集落があります。下のほうに東西に延びているのが県道、シェルターホーム前から西川町に向かって北のほうにある通りに面して譲受人・■■■■さんの自宅があります。その隣に住まいしておられた方が子孫が絶えてお家断絶となりまして、遠縁に当たる溝延の■■■■氏が家屋敷、田畑を相続しましたが、所有も利用もする意思がなく、処分を希望しておりました。今回、■■■■氏の自宅の目の前にある畑605平方メートルを購入し、野菜畑として利用するもので、周辺に少しある農地への影響等もないものと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地ひとみです。

5ページをご覧ください。

(議案書順位51番朗読)

この件につきまして、10月17日、木村会長、眞木委員、

新宮委員、菖蒲推進委員と一緒に見てきました。この土地は、  
■さんが東京に引っ越すときに隣の人にあげると言っていたので、  
■さんはその人から借りたと思ってずっと作っていたんですけれども、  
年も年なのでもう自分のものにしたいということで、後に残さないように  
ということで、調べてみましたらまだ所有権が移転になっていなかった  
ということで、今回申請に至ったということです。野菜畑を作っている  
ので、このまま作っていくので何ら問題ないと判断してきました。

続きまして、6ページをお願いします。

(議案書順位55番朗読)

この件に関しまして、10月17日、木村会長、眞木委員、  
新宮委員、菖蒲推進委員と現地を見てきましたが、今、野菜  
畑を作っているので、そのまま作っていただければ問題ないと  
見てきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明  
をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位48番から56番までの案件につきまして、農地法第  
3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号に  
は該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを  
満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第41号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをご覧ください。

(議案書順位33番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、今井推進

委員と現地を確認してまいりました。所在地は、園芸試験場の圃場西側で、最上川の堤防との間の住宅地となっております。譲受人は現在アパート住まいで、将来のことを考え土地を購入し住宅の建築を予定しており、申請地は両側とも住宅となっております、何ら問題はないと判断してまいりました。

(議案書順位 3 4 番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、西根郵便局のある十字路を石持地区のほうに1キロぐらい上っていき、あおぞら保育園の斜め向かいの畑になります。両者は親子関係になり、■■■■さんの自宅の隣に長男夫婦が住宅を建築するため、無償で使用貸借するという中身になっております。申請地の両側とも住宅となっております、何ら問題はないと判断してまいりました。

(議案書順位 3 5 番朗読)

この件につきまして、10月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、日田のチャイニーズレストラン東東風のすぐ西側の土地になります。会社役員をしている■■■■さんが小林ダクト工業株式会社に庭園用樹木植栽管理地として所有権を移転するという中身になっておるわけです。小林ダクト工業は、樹木、草木、種苗等の販売をしている部門もあり、申請地が現在の借入地とも接しており、何ら問題はないと判断してまいりました。

以上、3件の案件につきまして、事前審査会、また地区審査会においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

同じく農地法第5条、9ページになります。

(議案書順位36番朗読)

この件につきまして、10月20日に事前審査会におきまして現地を確認してきたところでありまして、現地は、西根小学校の通りに面しているところでありまして、既に周辺は住宅地に囲まれている農地であります。現地の北側がちょうど農地に当たりますけれども、計画どおりであれば周辺の農地にも影響を及ぼさないということで、何ら問題ないということで確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

8ページの順位32番。

(議案書順位32番朗読)

この件につきましても、同じく10月17日、影沢委員、

川越推進委員と現地を確認してまいりました。東西に長く延びる谷沢集落の東の端のほうになります。下に先ほどの米沢から西川町に延びる県道が走っております。その北側、昔の谷沢集落内の市道が走っております。現地は貸人・■■■■さんの自宅敷地にある畑で、緑色の部分が申請地ですが、その南にあるのが■■■■さんの現在建っているお宅ということになっています。結婚した娘さん夫婦、■■■■さんですが、今回いわゆるみそ汁の冷めない距離に自宅を建築しようという転用案件です。北側が市道、東と西は隣の家が建っておりまして、南が先ほど申しました父・■■■■さんの自宅です。周囲に農地はありませんので、全く問題はないと判断しました。

なお、駐車場が7台と記載してありますが、現在北側の市道の端に■■■■さんの車庫がありますが、それを撤去して、道路の近くのほうに家を新築する関係上、両家の車を置くスペース7台分を見込んで整備するという計画です。

地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

まず、順位32番は一般住宅建築のための転用申請になっております。農地区分ですが、当該地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない少集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地と判断します。立地基準については、当該転用目的が第1種農地の立地基準である集落接続に該当し、これを満たすため問題ないと考えます。

続いて、順位33番、これも一般住宅建築のための転用申

請になっております。順位 3 2 番と同じ要件で第 2 種農地と判断します。また、立地基準についても順位 3 2 番と同じ基準に該当するため、転用目的と併せまして問題ないと考えております。

続いて、順位 3 4 番、これも一般住宅建築のための転用申請になっております。都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可であり、立地基準、転用目的とも問題ないと考えます。

続いて、順位 3 5 番は販売用樹木の植栽管理地のための転用申請となっております。仕入れた庭木等の樹木を、販売するまでの間、枯れないように一時的に植栽して、水かけとか追肥を施すものとなっております。ただ、樹木を成長させたり作物を収穫するというものではなく、一時的な保管にすぎないため、農地法にいう耕作には当たりません。よって、当該植栽管理用地は農地とは認められず、農地転用許可が必要となるものです。また、申請適格についてですが、譲受人の定款に樹木、草木、種苗等の植物の栽培、販売を事業として営む旨の記載があることを確認しているため、問題はありません。農地区分についてですが、当該地は 10 ヘクタール以上の一団の農地区域にあるので、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存施設がありまして、この既存施設に隣接し、今回の拡張部分の面積が既存部分の面積の 2 分の 1 を超えない場合は転用が認められることになっておりますので、当該転用はこの要件に該当するため、立地基準は問題ないと考えます。

最後に、順位 3 6 番は、建て売り住宅 8 区画、8 棟建築のための転用申請になっております。当該地は、10 ヘクタール以上の一団の農地区域にあるので、第 1 種農地と判断します。立地基準についてですが、当該地は既存集落に接続しておりまして、既存集落と比較して著しく規模が大きいとも言

えず、加えて土地選定理由書によると代替性のないことが認められるため、以上の点から問題ないと考えます。

順位32番から順位36番について、いずれも農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。



議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、12ページをお開きください。

(議案書朗読)

16ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、地区名寒河江、筆数17筆、面積計1.5ヘクタール、田1.09ヘクタール、畑0.42ヘクタール。

ナンバー2、地区名南部、16筆、計0.64ヘクタール、畑0.39ヘクタール、樹園地0.25ヘクタール。

内訳ですが、うち利用権設定等推進事業によるものは、ナンバー1、地区名寒河江、筆数2、計0.05ヘクタール、畑0.05ヘクタール。ナンバー2、南部地区、14筆、計0.49ヘクタール、畑0.24ヘクタール、樹園地0.25ヘクタール。

うち、農地中間管理事業によるものは、ナンバー1、寒河江地区、15筆、面積計1.46ヘクタール、田1.09ヘクタール、畑0.39ヘクタール、ナンバー2、南部、2筆、面積計0.15ヘクタール、畑0.15ヘクタールとなっております。

以上、いずれの農地も農用地区域内にあり、認定農業者あるいは地区の担い手への貸出し、集積となる農地に適していると判断いたしました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

農地中間管理事業になります。15ページお開き願いたいと思います。

(議案書朗読)

集計表をご覧くださいと思います。

ナンバー3、西根、筆数10筆、面積につきましては、畑0.97ヘクタール、合計で0.97ヘクタールになります。

いずれの農地も地区の担い手に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断したところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地ひとみです。

13ページをお開きください。

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。

ナンバー8、地区名白岩、筆数4、畑が0.68ヘクタール、合計0.68ヘクタールとなっております。

いずれの農地も認定新規就農者が耕作するものになり、そのまま作付するのであれば問題ないと判断されました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。はい。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

利用集積計画書の場合はあんまり現地調査とか行かないんですけども、まとまって大きく目立つので、ちょっと質問させていただきます。

13ページの貸借権設定のことなんですけども、1番から14番まで14筆で、合計すると50アールくらいになるんですが、これ、中川果樹園さんの賃借料ゼロ円ということで、これは放棄地だと思うんですけども、どういうふうな背景なのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

木村議長

では、事務局。

事務局（農地係主事）

はい、議長。

今質問がありました中川果樹園さんの賃借権設定なんですけども、相原委員がおっしゃっていたとおり全て耕作放棄地になっておりまして、最近事務局から発信させていただい

ている「人・農地」リニューアル事業というものが、県と市と共同でやる放棄地再生の事業があるんですけども、それを活用して、ちょっと面積が大きいですが、全て再生して中川果樹園さんのほうでやるということで話は聞いております。多分サトイモを植えるのがほとんどかなというふうに聞いております。場所によってはサクランボなどと聞いております。そんなところでよろしかったでしょうか。（「分かりました」の声あり）

木村議長                    いいですか、相原委員。（「はい」の声あり）  
ほかにございませんか。

（発言なし）

木村議長                    ほかにないようですので、採決します。  
議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長                    全員賛成ですので、議第43号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長                    次に、議第44号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。相原委員。

相原委員                    はい、議長。14番、相原です。

議第44号「非農地証明願の審議について」、18ページの順位4番になります。

(議案書順位4番朗読)

補足いたしますと、平成26年に旦那さんがお亡くなりになりまして、奥さんが以後1人で暮らしてこられました。最近、高齢になりまして子供さんのほうに身を寄せるといことになりまして、土地と建物を売却しようと考えたもので、今回明らかになった農地部分の非農地の証明ということで申請を出したものです。

この件につきまして、10月20日の事前審査会において出席委員による現地確認と審議が行われ、了承を得たもので、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、菊地委員、お願いします。菊地委員。

菊地委員

はい、議長。12番、菊地ひとみです。

同じく18ページをご覧ください。

(議案書順位3番朗読)

この土地はどこからも入れない、その空き家の前を歩いていかないと行けないということで、農地になっているため、この土地と空き家を買えるのは農家ということになってしまいます。そのためにこのような申請になっています。

この件につきまして、20日に事前審査会で現地調査を行いました。問題ないということでした。地区審査でも異議

ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法上の許可要件については特にありません。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第44号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

令和3年10月25日

第10回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 10番委員 後藤孝好

議事録署名委員 13番委員 猪倉通文